

論説

# 第一審における刑事単独事件の手続進行について

## ——迅速な審理の観点から——

東京大学法科大学院非常勤講師・判事

品川しのぶ

- I. はじめに
  - (3) 被告人が期日の先送りを希望する場合
- II. 事例
- III. 事前準備
  - 1 事前準備における裁判所の役割
  - 2 事前準備の内容
    - (1) 受理直後
      - a 証拠開示
      - b 進行イメージ
      - c 弁護人の選任
    - (2) 証拠開示後
    - (3) 最終段階
  - 3 期日の指定と変更
    - (1) 期日指定の在り方
    - (2) 期日の変更
  - 4 公判前整理手続との振り分け
  - 5 迅速な手続進行を妨げると考えられるその他の事情
    - (1) 弁護方針の策定に時間を要する場合
    - (2) 追起訴が予定されている場合
- IV. 公判審理
  - 1 公判審理における裁判所の役割
  - 2 冒頭陳述
  - 3 証拠の採否
  - 4 証拠調べ
    - (1) 書証や証拠物について
    - (2) 証人について
      - a 尋問方法
      - b 刑訴法 321 条 1 項 2 号後段書面の請求
      - c 自己矛盾供述による弾劾
  - 5 判決
- V. その他
  - 1 訴訟遅延目的での弁護人の解任
  - 2 主観的併合事件の審理
- VI. おわりに

### I. はじめに

筆者は、現在、東京地方裁判所において刑事事件に携わりつつ、2020年4月から、東大法科大学院において「少年非行と法」及び「刑事実務基礎」の授業を担当している。ローレビューの編集委員の方から今回のお話をいただき、実務家である筆者が、学生の皆さんに少しでも有益なことをお伝えできる

テーマは何かと悩んだが、日ごろの執務の中心である刑事単独事件に関し、授業で十分に触れられないけれども実務上重要な事柄を扱うのがよいのではないかと考えた。そこで、迅速な審理の実現に向けた刑事単独事件における取り組み等をお伝えしようと思いついた。

いうまでもないが、刑事裁判手続では、事実認定や手続の適正さはもとより、審理の迅速さも求められている。田宮裕先生のお言

葉<sup>1)</sup>をお借りして迅速な審理の重要性をお伝えすると、訴訟は迅速でなければ、多くの場合その意義を喪失する。刑罰が迅速に実現されてこそ犯罪による社会不安は除かれ、刑法の抑止力も効用を発揮する。犯人の改善・更生のためにも有益であろう。時間が経てば、有罪の証拠は散逸して、処罰の確保が難しくなる局面も生じ、また、刑事司法の人的・物的資源も浪費される。被告人にとっては訴訟から早く解放される利益があることはいうまでもない。被告人には公判への出頭義務など物心両面の大きな負担があり、被告人として手続を受けていること自体で社会的にも様々な不利益を伴う。身柄を拘束されていれば、その苦痛は増大する。時の経過により無罪主張が困難になれば、誤判問題にも連なる。特に無罪かもしれない被告人にとっては、生死に関わる大きな人権問題だといえる。以上のように指摘されている内容は、決して理念的なものにとどまらず、長く刑事裁判実務に携わってきた者として強く共感できるところである。

刑事単独事件は、通常第一審を担当する刑事裁判官にとって、件数としては執務の中心を占める<sup>2)</sup>ところ、その多くが自白事件である<sup>3)</sup>こともあって、比較的迅速な審理が実現されている。令和元年の通常第一審における受理から終局までの平均審理期間を、合議事件と比較すると、合議事件が8.4か月であるのに対し、単独事件は3.1か月にとどまる<sup>4)</sup>。ただし、単独事件の平均審理期間を経年比較してみると、平成27年には2.7か月であったのが、年々僅かずつではあるが長期化している。単独事件の平均審理期間の内訳も、平成26年は自白事件が2.4か月、否認事件が7.2か月であった<sup>5)</sup>が、令和元年は自白事件については2.7か月、否認事件は8.1

か月となっている<sup>6)</sup>。また、令和元年の地裁における終局人員のうち3年を超える人員は、全体の0.1%に当たる33人であり、その内訳は、3年超5年以内が24人、5年超が9人である<sup>7)</sup>。以上の数字をみると、刑事単独事件については比較的迅速な審理が実現されていると評価できるとはいえ、じわじわと長期化が進んでいる点は不安材料であるし、地裁における刑事事件全体をみると3年を超える事件も散見される状況である。否認事件はそもそも長期化しがちであるが、争点を十分に意識しないまま無計画で場当たりの審理が進められてしまうと、審理手続は簡単に長期化してしまう。また、自白事件であっても、様々な要因から、審理が不必要に長期化する危険性は常にある。

迅速な審理を実現するためには、当事者追行主義の下、検察官や弁護人の果たす役割が大きいのが、訴訟を主宰する担当裁判官としてやるべきことも様々ある。本稿では、具体的な事例を用いて、日頃の執務において考えていることを踏まえながら、手続の流れに従って迅速な審理の実現を阻害する要因やそれらに対する方策等について検討していくこととする。なお、迅速な裁判の要請は、起訴後の段階だけではなく捜査段階にも関わる問題であるが、本稿では起訴後の場面に限定して検討する。

なお、本稿において意見等を述べている部分は、全て筆者の個人的なものに過ぎないことを予めお断りしておきたい。

## II. 事例

本稿では、以下の架空の事例を前提に検討することとしたい。

1) 田宮裕『刑事訴訟法 [新版]』239頁 (有斐閣, 2001)。

2) 令和元年の通常第一審 (地裁) における刑事事件の終局人員のうち、単独事件の占める割合は94.0%である (最高裁事務総局刑事局「令和元年における刑事事件の概況 (上)」曹時73巻2号37頁, 50頁 (2021))。

3) 令和元年の通常第一審 (地裁) における単独事件の自白事件と否認事件の割合をみると、自白事件が90.1%、否認事件は7.7%である (最高裁事務総局刑事局・前掲注2)79頁)。

4) 最高裁事務総局刑事局・前掲注2)63頁。

5) 最高裁事務総局刑事局「平成29年における刑事事件の概況 (上)」曹時71巻2号31頁, 74頁 (2019)。

6) 最高裁事務総局刑事局・前掲注2)80頁。

7) 最高裁事務総局刑事局・前掲注2)59, 60頁。

### 【経過】

令和3年4月5日、被告人甲に対する住居侵入、窃盗被告事件が東京地方裁判所に起訴され、筆者の係に配点された。なお、被告人甲は、現在勾留中である。また、捜査段階において2名の私選弁護人が選任されている。

### 【公訴事実】

被告人は、金品窃取の目的で、令和3年3月15日午前2時30分頃、東京都文京区（以下略）所在のA方に、1階北側掃き出し窓の施錠を外して侵入し、その頃、同所において、同人ほか1名所有の現金12万円在中のポーチ1個（時価約500円相当）を窃取した。

## III. 事前準備<sup>8)</sup>

### 1 事前準備における裁判所の役割

迅速な審理を実現するためには、第1回公判期日前の公判審理に向けた準備活動が大変重要である。第1回公判期日前の公判準備のための制度には、事前準備の手続と公判前整理手続とがあるが、本事例のような単独事件では、事前準備手続のみで公判準備を進めることが多い<sup>9)</sup>。そこで、公判準備については事前準備手続を中心に検討することとする。

事前準備については、刑事訴訟規則（以下「規則」という。）178条の2以下に、訴訟関係人の義務等が具体的に定められている。これらの規定ぶりからも明らかであるが、起訴状一本主義の下、裁判所は第1回公判期日前に証拠の内容に触れることができず、当事者主義がとられているため、事前準備の中心的役割を担うのは検察官と弁護人であり、裁判所は当事者の準備活動の支援という側面的な役割を果たすことが、基本的には予定されている。

しかし、実際には、裁判所は事前準備に積

極的に関与し、重要な役割を果たしてきた。裁判所は、刑事公判手続の主宰者として迅速な裁判を実現しなければならない職責があること、また、事案によっては、当事者にとって迅速な手続進行が必ずしもその利益に沿わない場合があることがその理由と思われる。裁判所の行う事前準備の内容は、後記のとおり、当事者双方から手続進行上必要な事情を聴取し、円滑かつ迅速に手続が進行するように当事者双方の準備活動を促したり交通整理をしたりするなどの支援をし、審理計画を立てるといったものとなる。

従前、裁判所が第1回公判期日前に当事者から事件に関する情報を収集するなどすることは、予断排除の原則に反するのではないかと疑問が呈されることもあった。しかし、予断排除の原則により禁止されているのは、裁判所が第1回公判期日前に事件の実体面について心証を形成することである。第1回公判期日前であっても、迅速な手続進行のための準備という観点から、両当事者の参加の下、公正中立な立場で裁判所が事件に関わることは許されるべきであるし、その過程で事件の内容に触れることがあっても、手続進行のため、それに必要な範囲で触れるに過ぎないのであるから、予断の問題は生じないと思料する。公判前整理手続の実務が積み重ねられてきた現在では、裁判所が公判準備に積極的に関与することについての抵抗感は薄まり、他方で、裁判所が関与した上での公判準備の有用性についての理解が深まるとともに、集中審理に向けて準備すべきことについての共通認識が法曹三者の間で形成されてきているように感じる。

以下、起訴後の手続の流れに沿って、具体的な事前準備の内容を確認していく。

8) 事前準備についての筆者の考えは、修習生の時に勧められて手にした、岸盛一＝横川敏雄『新版 事実審理』（有斐閣、1983）がベースにある。時代に合わない部分もあるが、今なお学ぶべき点も多く、実務の活力を感じていただけたと思う。学生の皆さんには是非一読してもらいたいと考え、ご紹介する。

9) 令和元年の通常第一審における公判前整理手続を実施した終局人員をみると、刑事単独事件は121人である。単独事件の終局人員数が4万5838人であることからすると、計算上、単独事件において公判前整理手続に付される事件は、0.2パーセント程度ということになる。この数字は筆者の体感にも合致する（最高裁事務総局刑事局・前掲注2)50, 82頁）。

## 2 事前準備の内容

### (1) 受理直後

#### a 証拠開示

事前準備において、迅速な審理実現に向けてまず行うべきことは、検察官が、可能な限り早期に、弁護人に対して関係証拠を開示することである。十分な証拠開示がなされて初めて、弁護人が弁護方針を立てることができるからである。

そこで、裁判所は、起訴直後に、検察官に対し、できるだけ早期の証拠開示を依頼し<sup>10)</sup>、その見込みの時期を聴取している。本事例のような東京地方検察庁の場合、捜査を担当した検察官と公判に立ち会う検察官とが異なるため、起訴後、公判担当検察官は、捜査記録を引き継ぎ、立証のために必要十分な証拠があるかどうかを検討し、必要に応じて補充捜査を行って、請求証拠を選別し、証拠を開示することになる。筆者の係を担当する検察官は、記録の分量が特に多いといった特別の場合を除いて、遅くとも起訴後2週間で請求証拠の選別を終え、証拠開示を行っている。そして、弁護人に対しては、裁判所は、検察官から聴取した証拠開示の見込み時期を伝えるとともに、開示後は速やかに閲覧し、弁護方針を立てるよう依頼している。本事例のように捜査段階で弁護人が選任されていれば、手続進行上の参考とするために、弁護人から、現時点における事案についての問題意識や争点の見通しを聴取したり、進行についての希望を聴取したりすることもある。また、証拠開示を巡って問題が生じたときなどには、検察官と弁護人の間に立って調整することもある。

この段階における開示の対象となる証拠は、基本的には請求証拠である（刑事訴訟法〔以下「法」という。〕299条1項、規則178条の6第1項1号）が、検察官による請求証拠の選別に先立ち、弁護人に、事案についての問題意識や争点の見通しを明らかにしても

らうことは、大変有効である。検察官が、弁護人の問題意識等を踏まえて証拠請求すれば、それ以外の関連証拠の開示が問題とならなくなることもあるであろうし、弁護人の問題意識を早い段階で把握しておくことで、事後の関連証拠の任意開示を迅速に進められるであろう。事案によっては、弁護人の問題意識等の解消につながり、争いがなくなることもある。

今触れたように、現在、実務においては、公判前整理手続に付されれば開示が認められる見込みの高い証拠や、開示による弊害の乏しい証拠については、検察官が柔軟に任意開示に応じている。この柔軟な任意開示の運用は、迅速な裁判の実現にとって非常に重要な役割を果たしている。公判前整理手続が制定される以前の実務では、証拠開示は非常に厳格な要件の下でのみ認められていた。検察官には取調べ請求の意思のない証拠について、予め進んでこれを開示する義務はなく、被告人側にもこれに対応する請求権はないとされ、裁判所は、証拠調べに入った後、弁護人から、具体的必要性を示して、一定の証拠について開示の申し出がなされた場合、事案の性質、審理の状況、閲覧を求める証拠の種類及び内容、閲覧の時期、程度及び方法、その他諸般の事情に照らし、被告人の防御のために特に必要であり、これにより罪証隠滅、証人威迫等の弊害のおそれがなく、相当と認められるときに、訴訟指揮権により証拠開示命令を発し得るというものである（最三小決昭和34年12月26日刑集13巻13号3372頁、最三小決昭和35年2月9日判時219号34頁、最二小決昭和44年4月25日刑集23巻4号248頁、最二小決昭和44年4月25日刑集23巻4号275頁）。実際の運用も厳格であり、事前の任意開示が行われたという経験はない。後にも触れるが、このような厳格な証拠開示の状況は、例えば、弁護人による早期の弁護方針の策定が困難であったことの大きな要因であったと思われるし、公判期日間や証人尋問の主尋問と反対尋問との間に相当の

10) 起訴の都度個別に依頼するというのではなく、例えば異動の際などに、裁判所の方針として担当検事に伝え、協力を依頼しているのが実情である。

時間を必要とした、以前の五月雨式審理の一原因でもあったと思われる。検察官により公判準備段階から柔軟な任意開示が行われるようになったことで、期日間や証人尋問の主尋問と反対尋問との間に、新たに開示された証拠を検討するための時間を設ける必要はなくなった。また、弁護人による早期の弁護方針策定につながり、審理の早い段階から争点が明確となって、無駄な審理がなされたり、重要な争点が後から発覚して審理をやり直さなくてはならなくなったりするという行き当たりばったりの進行ではなく、結審までを見通した無駄のない審理計画を立て、合理的に進行することが可能となった。

### b 進行イメージ

迅速な審理実現のためには、当事者との間で、手続の進行についての共通認識を持ち、進行について協力してもらうことも大切である。例えば、筆者の係では、通常の規模の自白事件であれば、電話でのやり取りにより1時間程度の期日を指定し、1回の期日で結審し、引き続き、あるいは近接する日時に判決するという進行を標準的な進行としている。自白事件であるという弁護人の方針が立った段階で、裁判所の進行イメージを当事者双方に伝え、日程調整をして期日を指定し、時間内に必要な立証・反証ができるように準備をお願いする。実務では、情状証人については、当日同行して尋問するという運用が定着している。また、被害者との示談書等の情状関係の書証についても、事前に検察官への開示を済ませておかなければ、検察官が被害者への確認未了であるため直ちには証拠意見を明らかにできないということになり、期日を重ねることになるが、そのような遅延もほとんど見られない。なお、自白事件であっても、公訴事実が多数の場合や請求証拠が大量になると見込まれる場合、また、弁護側から手厚い情状立証を予定している旨の連絡があった場合などは、検察官や弁護人から必要な審理見込み時間について意見を聴取し、長めの時間を確保することもある。

これに対して、否認事件の場合は、様々なバリエーションが考えられる。第1回公判期日前に、進行等について協議する打合せ（規

則178条の15）をし、審理予定を立てた上で、期日に臨むというのが、事前準備を経る事件の場合に多くみられるパターンである。打合せは、弁護人の弁護方針の目的が立つ時期に行うというのが多いが、証拠開示についての調整が必要な場合等は、早い時期に設けることとなろう。また、事案によっては、早期に30分程度の短時間の第1回公判期日を実施し、その期日やその後の打合せで進行について協議するという場合もあるであろう。勿論、公判前整理手続に付すという選択もある。見込まれる争点や当事者の意向等により、様々な進行が考えられる。

このように、進行についてのイメージを三者間で共有することにより、審理に向けて何をどの程度の期間で準備しなければならないかが明確になり、当事者の準備活動の促しになると思われる。また、手続全体の大枠を具体的に把握することで、各期日における審理の内容やボリューム、時期について改めて意識され、主張・立証方針の再検討につながることもあろう。

### c 弁護人の選任

なお、本件と異なり起訴時点で弁護人が選任されていない場合、弁護人選任を早期に行うことが迅速な進行上大切である。筆者の係では、被告人に対して、概ね1週間程度後の期限を定めて私選弁護人の選任や国選弁護人選任の請求の有無について確認し、返信がない場合は、原則として再度確認するようなことはせず、必要に応じて職権で国選弁護人を選任するなどしている。また、本事例のように複数の弁護人が選任されている場合、その後の様々なやりとりを円滑に行うため、主任弁護人（法33条）を早期に指定してもらうことも大切である。

### (2) 証拠開示後

検察官から証拠が開示されると、弁護人は、それらを閲覧してその内容等を検討し、被告人と打ち合わせ、関係者から話を聞くなどして、弁護方針を立て、検察官の請求予定証拠についての証拠意見を検討する。併せて、反証に必要な証拠の収集に努めることになろう。そして、検察官は、弁護人の弁護方針や証拠意見を踏まえ、具体的な立証計画を

立てる。

迅速な審理の実現という観点からは、いかに迅速に、争点が明らかとなり、争点を踏まえた的確な立証・反証の準備が進められるかが最大のポイントである。まずは、その前提として、訴因や罰条に関する疑義や紛議があれば早い段階で解消しておくべきである。多くの事件では、当事者による自主的な解決が可能であろう。その上で、弁護側の主張を明らかにしてもらうことが重要である。公訴事実を認めるか否か、認めない場合具体的にどの点をどのように争うのかを明確にしてもらうことは、事後の手續を円滑に進めていく上で大切である。弁護方針を策定する上で、検察官の主張立証構造を把握する必要があるれば、裁判所が関与して、検察官に明らかにするよう促す場合もあろう。場合によっては、その概要を記載したメモのようなものを提出してもらうことも有効である。弁護人には、主張を明らかにすることと併せて、検察官の請求証拠に対する証拠意見についてもできるだけ速やかに明らかにしてもらう必要がある。また、証拠請求の準備にはそれなりの時間や労力がかかるので、弁護人側の請求予定証拠がある場合は、関係者と証人出廷について交渉し、その日程を調整するなどして証人尋問請求に向けて準備をしたり、書証の請求に向けて、必要な書面を収集、作成したりするなど、前倒しでその準備に当たってもらうことも大切である。

一方、検察官には、弁護人側の主張を検討してもらい、必要があれば、弁護人に対し、主張内容について確認をしたり、更なる主張の明確化や具体化を求めたりすることになる。その場合は、適宜裁判所も関与していくことになる。争点が明らかになり、弁護人から証拠意見が伝えられれば、検察官には、争点についての主張立証方針を検討してもらい、追加立証や代替立証等があれば準備してもらうことになる。立証方針の検討では、迅速な審理の実現という観点からは、不必要な証拠調べをいかに排除していくかということ

が大切である。立証対象の絞り込みと証拠の厳選の視点が特に重要であり<sup>11)</sup>、裁判所からその旨の注意喚起をすることになる。

立証対象の絞り込みについては、検察官が立証すべきは、公訴事実に記載された犯罪事実と、被告人の刑を決める上で重要な情状事実である。これらに含まれない事実は立証の対象から除外することが相当であり、例えば、犯行に至る経緯に関する事実であっても、量刑に影響するような重要な情状事実でなければ立証対象とするべきではない。また、証拠の厳選という観点からは、同一の事柄について重複するような立証や、争点になっていない点についての念のための立証は不要といえる。重複立証であっても、例えば、複数の者が同様の供述をすることによってそれぞれの信用性を支え合うことがあり、そのような場合には重複立証であっても証拠調べの必要性が認められるが、例えばそのうちの一名の証人の立場や供述内容を踏まえると、その供述の信用性が極めて高く、他の証人の供述を求めるまでの必要性がない場合もあろう。検察官は、事案の内容や争点、証人の属性や供述予定内容等に応じて、証拠調べの範囲やその優劣を適切に見極めることが大切である。また、例えば、当初弁護人の問題意識等に応じて幅広い証拠請求を予定していたけれども、その後の弁護人の検討により争点ではなくなったため証拠調べの必要性が低減した証拠については、請求しないことなども検討すべきである。

事案に応じて濃淡はあるが、争点の確定や立証・反証の準備の関係では、当事者には以上のような検討をしてもらうことになる。

これらの検討は、基本的には、当事者がやり取りするなどして行うべきであるが、検察官と弁護人は利害が対立する場面も多いため、裁判所が積極的に関与していくことが有益で必要な場合も多い。具体的な関与方法としては、特に問題がなければ書記官を通じて電話で確認等することで十分であるが、場合によっては、裁判所、検察官及び弁護人の三

11) 立証対象事実の絞り込みや証拠の厳選の視点に関する部分は、平成27年度司法研究を参考にさせていただいた(川出敏裕ほか『裁判員裁判において公判準備に困難を来した事件に関する実証的研究』(法曹会, 2018))。

者が集まって打ち合わせることが有益である。打合せでは、裁判所は、まず、事前準備の進捗状況を確認するが、滞っている場合はその原因を見極めて調整することが期待されよう。具体的には、最終的な見通しを踏まえた当事者に対する説得や別案の提示が考えられる。主張については、当事者間の対立点を確認し、裁判所からみて不明瞭な点等があれば当事者に釈明を求めたり、場合によっては、更なる検討を促したりすることもあるだろうし、逆に、既に十分明らかになっているとの意見を述べ、争点拡散や手続遅延を防ぐことが必要かもしれない。証拠については当事者に説明を求めるなどしながら、裁判所の立場から、立証対象の絞り込みや証拠の厳選について上記のような意見を述べたり、場合によっては再検討を促したりすることがあるであろう。

迅速な審理が拙速な審理であってはならず、判断しなければならぬ事柄について必要十分な証拠調べが行われることが迅速な審理の当然の前提である。また、そのような証拠調べが行われることは、無駄な証拠調べを行わないというだけでなく、審理をやり直さずに済むなどの意味でも、迅速な審理の実現につながっているといえる。争点を明らかにし証拠を厳選することは、迅速な審理の実現という観点からも事前準備の核となる。

なお、書証については、単独事件では抄本による取調べで問題はないと考える。書証は、多くが捜査段階において作成されたものであり、特に捜査の初期段階で作成されたものは事件の見通しすら立っていない段階で作成されている場合があることもあって、重要性の乏しい情報を含む大量の情報が記載されていることが多い。また、一つの事柄に関する情報が、複数の書証に分かれていることもよくみられる。形式的な導入部分や、独特の言い回しなども存する。裁判員裁判の場合、裁判記録に馴れていない裁判員が事件の内容等を適切かつ容易に理解できるよう、例えば、統合捜査報告書等の二次的証拠を作成し、判断に必要な情報のみが記載され、同じ事柄に関する情報が集約されていて、理解しやすい表現が用いられている書面を取り調べ

るのが相当な場合が多い。しかし、裁判官であれば、不同意部分と同意部分が入り乱れている虫食い書証であっても違和感はないし、独特の言い回しにも戸惑うこともなく、同じ事柄に関する情報が複数の書証に点在していても大きく混乱することはない。二次的証拠の作成には莫大な時間や手間がかかることを考えると、単独事件においてそのような作業は不要である。実質的な証拠の厳選がなされていれば、形式面での理解のしやすさは、その作業量、つまり迅速な進行を妨げる程度とのバランスから後退してもよいと考えている。

### (3) 最終段階

事前準備の最終段階では、審理予定を立てる。裁判所は、当事者双方から、請求証拠の取調べ順序や方法、見込み時間、証人尋問や被告人質問に要する見込み時間等を聴取するほか、検察官の冒頭陳述に要する時間や、弁護人による冒頭陳述の有無、要する時間、実施時期も確認して、ときに意見を述べながら、各公判期日で何をどこまで進行するか、各期日に要する時間はどれくらいになるか、最終的にどのくらいの期日が必要となるのかについて予定を立てる。被害者参加対象事件(法 316 条の 33) の場合は、手続参加申出の有無、予定されている手続の内容(法 316 条の 36 以下など)等について検察官に確認したり、それ以外の事件についても、被害者等からの意見陳述の申出(法 292 条の 2)の有無やその時期についての意向を確認したりすることも必要である。

## 3 期日の指定と変更

### (1) 期日指定の在り方

審理予定が決まると、具体的な日時を調整し、期日を指定する。合理的で無駄のない審理予定を立てても、期日が遅れ、あるいは五月雨式での審理となれば、迅速な審理の実現は遠のく。迅速な審理の観点から最も望ましいのは、事前準備終了後直ちに期日が開かれ、かつ、集中して審理されることである。

これを阻む原因には様々なものが考えられる。検察官からは、例えば、証人尋問の準備

のために十分な期間をあけて欲しいという希望が出されることが多い。また、弁護人からは、検察官と同様の理由のほか、他の手持ち事件との関係で、特に直近の日程確保が難しいといわれる場合が多い。複数の弁護人が選任されている場合、数が増えればそれだけ、全弁護人の出席可能な日程を調整することが困難となる。証人尋問が予定されている場合は、証人の出廷の調整も必要であるし、被害者参加が予定されていれば、出席予定者との日程調整も必要である。ビデオリンク方式（法157条の6）により証人尋問を行う場合、機材の確保が難しいことも多い。

まず、事前準備終了後できるだけ接近した期日の指定を可能にするための方策の一つとして、審理予定の大枠の見込みが立った段階で、公判期日を仮予約して関係者の予定を確保しておくことが考えられる。審理予定に最も大きな影響を及ぼすのは証人尋問や被告人質問であるが、おおよその時間が分かれば、正式に尋問等の時間が決まる前であっても無駄なく必要な日程を確保していけるであろう。当事者も、証人尋問の準備に早期に取りかかることができる。

連日開廷については、迅速な審理の実現という観点からは非常に有効であるが、当事者にとって、証人尋問等に向けた準備やまとまった日程確保等の負担は相当に大きいと思われる。単独事件に現実的にかけてられる労力を考えると無理を強いることはできない。また、裁判所側の事情としても、通常一つの法廷を複数の裁判官が交替で使用していることもあり、法廷を連日確保することは容易ではない。単独事件では、裁判員裁判の場合のような文字通りの連日開廷の実現は現実的ではないが、いたずらに期日間があくことは避けなければならない。可能な限りの連日的開廷を目指していくということになる。その際は、期日と期日の間があればそれだけ記憶が薄れ、何度も記録を読み返さなければいけないという意味でかえって手間となるはずである。そのことを説明し、連日的開廷の実現に協力を求めており、準備や日程調整が可能な限り応じていただいている。なお、証人尋問請求に対して、相手方当事者から必要性や関

連性が乏しいといった証拠意見が述べられる予定である場合でも、証人尋問請求が採用されることを念頭に置いた多めの期日を念のために確保しておくことが考えられる。審理の進行を踏まえて請求が撤回されたり、あるいは請求が却下されたりした場合でも、後の審理を前倒しで実施することができれば、合理的であろう。その点も予め三者で合意しておくことが可能であれば、更に望ましい。結局証人尋問請求が採用された場合、その時点で日程を調整しようとしても、直近の期日の確保は難しいため、予め多めの期日を確保しておくというのは有効である。

また、複数の弁護人が選任されているため日程調整が困難であるという問題については、例えば弁護人間で役割分担をしてもらい、出席必須の弁護人以外の弁護人については可能な限り出席してもらうこととするなど、全ての期日に全ての弁護人が揃わなくてもよいように対応してもらうという方策が考えられる。

証人の出廷の調整が難しい場合として、例えば、遠方の病院で勤務している医者等、職務上一定の場所を離れることが難しい証人の場合がある。この場合、裁判所外における証人尋問（法158条）や構外ビデオリンク方式による証人尋問（法157条の6第2項）が検討されてよいであろう。また、複数の証人が遠距離の一定範囲の地域に集中して居住している場合、その地域所在の裁判所でまとめて尋問を行うといった方法によることで、円滑・迅速な進行が図られよう。なお、これらの方法による場合は、実施先の裁判所との調整も必要である。

私が任官した頃は、裁判官が書証や尋問調書の内容を精査することが真実発見のために重要であるとの意識が強く、そのため、法廷外でこれらの書面をじっくり読み込んで検討する時間を確保する必要があった。期日間に相当な間隔を置くという運用は、むしろ、書面を検討するための時間を確保する上では都合がよいといえ、迅速な裁判という面から問題があるという問題意識はあったものの、このような運用自体はある意味やむを得ないと捉えていたように思う。当時は、各期日で取



り調べられた証拠の内容を踏まえて次の証拠調べを検討するという進行であったから、当事者から上記のような運用を強く非難された記憶もない（被告人の身柄拘束の問題は別である）。そして、このように公判期日の間隔があくという運用では、法廷で形成した心証が薄れてしまうから、結局書証や尋問調書を読み込むことに頼らざるを得なくなるといふ、悪循環に陥っていた。また、このような意識を前提とした判決がなされていたことなどもあり、例えば証人尋問における反対尋問は、主尋問の尋問調書を片手に微に入り細に入り行うということが通例で、そのため、反対尋問期日は、主尋問終了後、その尋問調書の作成・謄写・検討に必要な期間をあけた上で開かれるということが、やはりやむを得ないと受け止められていたように思う（前述の、証拠開示の問題も大きかったと考えている）。

以上のようなかつての実務の運用やその前提となっている裁判官の意識の下においては、集中審理を目指すといっても限界があった。私の初任の配属部は事前準備等についての研究部であり、審理の迅速化を念頭においた事前準備等に部を挙げて精力的に取り組んだが、今振り返ると、上記のような限界は乗り越え難かったように思う。

ところが、平成21年5月に施行された裁判員裁判は、このような実務の運用や法曹の意識を大きく変えた。現在、裁判官が法廷外で書証や尋問調書の内容をじっくり検討することが真実発見にとって重要であると考えている刑事裁判官は、もはや一人もいないのではないかと思う。全ての裁判官の意識が、文字通り、法廷こそが心証形成の場であるという意識に変化したといい切つてよいと思われる。また、検察官や弁護人の意識にも大きな変化が生じたと感じる。裁判員裁判での実践が影響していると思われるが、単独事件の審理においても、反対尋問を主尋問とは別の期日で実施して欲しいと求める当事者は皆無であるし、連日的開廷の提示に対してもできる限り応じようとする当事者が確実に増えていると感じている。

## (2) 期日の変更

一旦予約あるいは指定した期日をできる限り維持し、安易に変更しないことも、迅速な審理を実現する上で重要である。そのためには、訴訟関係人が予定あるいは指定された期日に出頭することは勿論であるが、予定されている証人尋問等の証拠調べを確実に実施できるように準備を整えることも大切である。また、証人尋問の時間を遵守するなど、各期日が予定通りに進行できるように努めることも大切であろう。突然の予期せぬ事態に対応できるよう、可能な限り、審理時間に余裕をもたせる、あるいは、期日の予備日を設けておくということも有効であろう。

## 4 公判前整理手続との振り分け

前記のとおり、公判準備のための制度には、これまで検討したような事前準備の手続のほかに、公判前整理手続がある。公判前整理手続を利用するかどうかを判断する際、どのような観点から検討すべきであろうか。その手掛かりとして、公判前整理手続との比較の視点から、事前準備手続のメリットとデメリットを考えてみたいと思う。

まず、事前準備の最大のメリットは、機動的であるという点である。公判前整理手続は、検察官による証明予定事実記載書の提出義務を皮切りに、段階を踏んで各種手続が進められる仕組みになっており、また、各段階で様々な主張書面等が提出されることが通例であるが、その作成や決裁には一定の時間がかかる。期日には検察官、弁護士及び裁判官のほか書記官の出席が義務的で、そこでのやりとりについては公判前整理手続調書を作成しなければならない（法316条の12）など、手続自体が重厚である。そして、証拠調べ請求の制限効（法316条の32）を背景に、詳細な、あるいは念のための主張が展開されることにより本来単純な争点が拡散したり、必要性の乏しい証拠が証拠調べ請求されたりして、かえって手続が長期化するという危険性を含んでいる。これに対し、事前準備には手続上の規制がなく、事案に応じた柔軟な進行が可能であるし、勿論ペナルティもない。訴

訟関係人全員が出頭できなくても、例えば電話会議システムを利用した参加や、調整が難しい場合は、開廷時間外の実施も可能である。そして、前述のとおり、現在検察庁は、基本的に任意開示に柔軟に応じる方針を取っている。そのため、事前準備手続においても十分な証拠開示がなされており、その実効性が担保されている。

他方で、事前準備のデメリットについて考えると、メリットの裏返しではあるが、公判前整理手続を経た場合と異なり証拠調べ請求についての制限効がないため、当事者からの主張・立証が五月雨式になる、あるいは後出しされる危険性がある。また、例えば、複数の間接事実から構成される間接事実型の事案で、間接事実や再間接事実の存否に争いがあるなど、争点や証拠関係が複雑になると見込まれる事案では、口頭での議論をベースとした事前準備では、十分な争点や証拠の整理が難しいであろう。当事者間に証拠開示を巡って争いがあり、裁判所が裁定する（法 316 条の 25 以下）必要がある場合や、現在検察庁が任意開示に応じていない、いわゆるリスト開示（法 316 条の 14 第 2 項）を弁護人が求めたい場合は、事前準備では対応が難しく、公判前整理手続に付す必要が出てくる。当事者が公判前整理手続に付すことを強く求め、当事者に積極的かつ自発的な活動を期待できる場合は、長期化の危険をはらんでいる公判前整理手続をスムーズに進められる見込みが高くなり、公判前整理手続を選択する方向に傾くであろう。

以上のような、メリット・デメリットがあることを念頭において、各事案の諸事情を考慮し、当事者の意見も踏まえ、公判前整理手続を利用するかどうかを決めていくことになる。

なお、単独事件の場合、公判前整理手続に付すとしても、迅速な審理の実現の観点から、裁判員裁判の場合とは異なる柔軟な運用

が目指されてよいのではないかと考える。例えば、裁判員裁判の場合は、量刑についても争点整理の対象となるが、単独事件の場合、罪体に争いのある事件のみを公判前整理手続に付し、罪体についてのみ争点整理すれば十分であろう。書面の作成等に時間がかかるようであれば、期日において口頭で主張や証拠意見を明らかにしてもらふことで足りるし、審理計画を立てる際は、可能な限りの連続的開廷が現実的である。

## 5 迅速な手続進行を妨げると考えられるその他の事情

### (1) 弁護方針の策定に時間を要する場合

弁護方針を策定するには、十分に証拠開示がなされ、開示された証拠を検討することが前提となる。最近の証拠は、スマートフォンの普及や LINE 等の連絡手段の発展、防犯カメラの増加等の社会環境の変化を反映し、例えば、通話履歴や LINE のやり取り、防犯カメラ画像等の客観証拠が増加している。それらのデータのうち事件に関係する部分を書面化したもののみが証拠請求されるので、請求書証はスリムであることが多いが、事案によっては膨大な量の元データ全体を確認しなければならない上、データを再生して確認する作業は検察庁において行わなければならないなどのため、証拠の検討に相当な時間がかかる事態が多くみられるようになった。対策としては、このような証拠は開示自体が遅れがちであるので、できる限り早期の開示を求めることが大切であろう。

また、特に、争うことが見込まれる事件の場合、弁護方針の策定のためには被告人との入念な打合せが必要である。近年通訳を要する外国人事件が増加の一途をたどり、その言語の種類も多様である<sup>12)</sup>。そのような事件では、通訳を介して証拠内容の説明や弁護方針の策定に向けての打合せを行わなければな

12) 通常第一審における被告人に通訳翻訳人の付いた外国人事件の終局人員（地裁）をみると、令和元年は 3855 人で、直近の 10 年間で最も少なかった平成 25 年の 2207 人と比べると 1648 人増加している（全終局人員は減少している）。国籍数は 78 か国、通訳言語の総数は 38 言語に及んでいる（最高裁事務総局刑事局「令和元年における刑事事件の概況（下）」曹時 73 巻 3 号、23 頁、77 頁、79 頁（2021））。

らないため、通訳人の確保や通訳を介してのやり取りに、日本人の場合以上に時間がかかってしまうことになる<sup>13)</sup>。外国語でのやり取りを内容とする書証等がある場合は、その分析にも時間がかかる。弁護人が通訳人に容易にアクセスできる環境を整えることが大切であろう。

また、少し毛色が異なるが、弁護人と被告人との関係がこじれてしまうなどして弁護人が弁護方針を策定することができず、検察官の請求証拠に対する証拠意見を述べることもできないという場合がある。この場合、例えば、早期に第1回公判期日を開き、検察官から証拠請求がなされた時点で、争点を明らかにするための被告人質問を行い、それを踏まえて手続を進めていくという方法を取りたいという申入れが弁護人からなされることがある。被告人質問を実施して被告人のいいたいことを明確にし、それに沿って弁護人が弁護方針を策定して、証拠意見を述べるという進行になることは、それなりにみられる。

## (2) 追起訴が予定されている場合

数個の犯罪事実については、併合罪の処理に関する刑法の規定からすれば、併せて一個の刑を言い渡すのが一般的には被告人に利益と考えられるから、併合審理が原則となろう。そこで、事前準備では、検察官に対して追起訴の予定があるかどうか、予定がある場合にはその見込みの時期を確認し、本起訴分についての事前準備を進めながら追起訴を待ち、追起訴されれば本起訴事件と併せて審理することとなる。

追起訴予定はあるものの時期が不明である場合や、弁護人から、追起訴事件についても併せて検討しないと本起訴事件についての弁護方針を立てることができないといわれる場合もある。そのような場合は、追起訴の遅延を防ぐことが大切である。追起訴は、放っておくとどうしても遅れがちとなるため、例えば、本起訴分のみを審理を行う期日を近いところで指定し、同期日において、検察官に追

起訴予定時期について確認の上、次回期日とその時期を前提に指定することを通じて、追起訴が遅れないように裁判所が事実上監視するといった方法を取ることが有益な場合もある。

## (3) 被告人が期日の先送りを希望する場合

被告人ができる限り遅い進行を希望するケースも、単独事件を担当しているとそれなりに出くわすことのある類型である。審理を引き延ばしたいと希望する理由として考えられるものは様々あるが、例えば、実刑が間違いないと見込まれる事案において、保釈されており、少しでも長く社会生活を送りたい事情があるというケースなどがある。

このような要望については、やはり、迅速な裁判の要請は被告人の利益のためにのみあるのではなく、訴訟とは何ら関係のない被告人の個人的な事情への配慮は許されないといえよう。最大決昭和37年2月14日刑集16巻2号85頁では、被告人の留学の便宜を考慮し、5年後に被告人が帰国した後に判決宣告をしようとする意図によってなされた、判決宣告期日を追って指定する旨の裁判長の処分について、迅速裁判の要請に著しく反し違法であると判示されている。また、最三小決昭和36年5月9日刑集15巻5号771頁においても、前刑の関係で執行猶予を付し得ることとなる10か月半先に判決宣告期日を変更する旨の決定について、同変更が証拠調その他犯罪事実及び情状についての審理を更に続行しあるいは再開する必要上なされたものと認めるべき事跡は全くなく、専ら時の経過を計る目的をもってなされたと認められる等の事情があるときは、規則182条1項の解釈を誤った違法があるとされている。

## 6 本事例における事前準備の進行例

本事例において、以上で検討したような事前準備を行うとすると、以下のような進行が

13) 統計資料上は、地裁における外国人事件の平均審理期間は日本人のそれと同等になっている（最高裁事務総局刑事局・前掲注12）88頁）が、自白事件や執行猶予率が日本人事件よりも高く、出入国及び難民認定法違反罪を中心とした比較的単純な事件が多いことが影響しているのではないかと感じる。経験上は、日本語に通じない被告人の場合、否認事件における弁護人の負担の大きさは相当なものがあると感ずる。

一つの例として考えられる。

事件受理後、書記官は、公判担当検察官が一件記録を引き継いだと思われる、起訴から3日後である令和3年4月8日に、検察官に対し、通常通り起訴から2週間程度で請求証拠の開示が可能であるかの見通しについて確認をした。検察官からは通常通りの対応が可能との回答がされたので、弁護人に対して同月19日頃に証拠開示予定である旨を伝え、証拠が開示されたら直ちに検討し、弁護方針を立てるよう依頼した。その際、捜査段階で選任された私選弁護人であるので被告人との打合せを重ねていると思われることから、現時点における争点の見込みや、事前準備の進め方についての希望を聴取したところ、弁護人から、否認事件になる見込みであるとの見通しが伝えられた。また、証拠開示から2週間程度で弁護方針の見込みが立つと思われるので、その頃に一度、三者での打合せをしたい旨の進行についての希望も述べられた。そこで、三者の日程を調整して、5月10日に第1回の打合せを行うこととなった。

同打合せでは、弁護人から、犯人性を争う見通しであるとの一応の弁護方針が示された。また、検察官に対して既にその旨を伝えており、請求証拠以外の証拠についての任意開示を受けているとの報告があった。弁護人としてはあと数通の書証の任意開示を求める予定であり、検察官も早急にこれに応じるということであった。裁判所から弁護人に対して、最終的な弁護方針が決まり、検察官の請求証拠に対する証拠意見が明らかになる時期を確認したところ、弁護方針はあと10日程度で確定できる予定であり、おそらく方針に変更はない旨、また、証拠意見についても同時期に明らかにする旨回答があった。裁判所が検察官に対して、弁護人の方針と証拠意見を踏まえた立証計画を立てられる時期を確認したところ、検察官から、現時点における弁護人の主張の見込みを踏まえて準備はするが、最終的な立証計画を立てるには、弁護人から確定的な方針が示されてから1週間程度必要であるとの希望が述べられたので、次の打合せは、検察官の最終的な立証方針が固

まる頃である5月28日に行うこととした。また、検察官から、現時点での弁護人の主張を前提とすると、おそらく証人は1名となる旨が伝えられた。三者間で、次の打合せにおいて最終的な審理計画を立てられそうであると確認されたので、第1回公判期日は6月中旬以降とすることで合意し、6月中旬以降の三者の都合のよい日をピックアップした。次回打合せまでに証人予定者の出廷可能な日程を確認しておくよう検察官に依頼し、第1回の打合せを終了した。

第2回の打合せでは、弁護人から、争点は犯人性であること、また、検察官請求証拠のうち、目撃者の供述調書や目撃者が立ち会った実況見分調書を中心に請求証拠の一部を不同意とする予定である旨が伝えられた。検察官に立証計画を確認すると、本件は、被告人の犯行を目撃したとする者の供述の信用性評価が主に問題となる事案であり、証人は1名のみを予定していること、尋問時間は、主尋問が40分程度になる見込みであること、6月中旬以降の証人予定者の都合は、水曜日以外は差し支えないこと、弁護人が同意予定の書証については、一部を証人尋問の前に、残りは証人尋問中に取り調べるのが相当であり、証人尋問前に取り調べる証拠については内容の顕出に20分程度必要であることが伝えられた。一方、弁護人からは、反対尋問は、検察官と同程度の時間が必要になる見込みであること、弁護側の反証としては、被告人質問のみを予定しているところ、主質問は1時間程度であること、被告人質問は検察官請求証人の尋問と同期日の実施で構わないが、弁論期日は審理から1週間程度あけてもらいたいことが述べられた。検察官からも、被告人に対する反対質問は主質問と同程度の時間が必要であること、論告も審理から1週間程度あれば十分であることが述べられた。そこで、裁判所は当事者と協議の上、第1回公判期日を6月14日午前10時から午後3時30分までとし、同日午前中に書証の取調べと証人尋問を実施し、午後には被告人質問を行うこと、第1回公判期日の証拠調べの状況次第ではあるが、特に問題がなければ、論告・弁論を行う第2回公判期日は6月21日午前

10時から午前11時とすること、判決宣告予定期日は同月30日午前10時とすることを確認し、予定通り進行できるよう準備を進めてほしい旨を当事者双方に依頼して第2回の打合せを終えた。

本事例について、事前準備のところで述べたところを具体化してみると、一例ではあるが、以上のような進行が考えられるであろう。反対に、公判準備の意識を持たないまま漫然と手続を進めたとすると、例えば次のような進行になるかもしれない。

起訴から概ね一月後の令和3年5月7日に第1回公判期日が開かれたが、弁護人から、必要な証拠について任意開示を受けてから認否する旨が述べられ、被告人と弁護人の罪状認否は留保のまま、検察官の証拠請求までで手続が終了した。その後任意開示が行われることになり、それを踏まえて弁護人が方針を確定するには少なくとも一月程度が必要であるとされたことから、6月7日に第2回公判期日が開かれることになった。第2回公判期日では、被告人及び弁護人から犯人性を争う旨の主張がされ、検察官の請求証拠に対する証拠意見が述べられた。検察官は、弁護人の意見を踏まえて立証計画を立てることとなり、その準備期間として3週間程度が必要であるとの希望が述べられたため、6月28日に第3回公判期日が開かれることになった。第3回公判期日において、検察官から立証方針が示され、証人の都合や証人尋問の準備のため、証人尋問期日は7月中旬以降にしてほしいとの意向が示されたことから、第4回公判期日を7月12日とし、同日被告人質問も併せて実施することとなった。

本事例は争点や立証構造が単純であり、当事者双方も協力的であるが、それでも、事前準備が行われた場合と公判準備の意識を持たずに漫然と進行した場合の手続進行と比べると、一月程度の遅延となっている。実際には、法曹三者や証人の都合の合う期日の確保は簡単ではなく、調整しなければならぬ日数が増えればそれだけ、必要以上に余計な日

数がかかってしまうことを考えると、実際の遅延の程度は更に大きくなるであろう。あくまで仮定の事例ではあるが、迅速な裁判の実現にとって、事前準備の果たす役割には大きなものがあることを実感できるのではないだろうか。

## IV. 公判審理

### 1 公判審理における裁判所の役割

ここでは、事前準備手続を経て公判審理に至った場合を念頭に検討していくこととする。事前準備の場合、主張等の整理は口頭での議論をベースとして行われるため、裁判所は、争点を概括的に把握できるとどまる場合が多いし、証拠請求の全容や具体的な内容を確認しているわけではない。そのため、公判期日における審理を迅速に進めるには、具体的な争点や立証構造ができるだけ早期に明示されること、争点判断にとって必要十分な証拠が請求され、採用されること、心証形成に資する合理的な証拠調べが行われることがポイントとなろう。裁判所がこれらの実現に向けて果たすべき役割は、小さくないと考える。

### 2 冒頭陳述

証拠調べの初めに、検察官は、証拠により証明すべき事実を明らかにする(法296条)。この検察官の冒頭陳述は、検察官の立場から事案の概要及び立証方針を明示することにより、裁判所に対して、審理方針の樹立と証拠調べに関する適切な訴訟指揮を可能にするための資料を提供するとともに、被告人側に対して、具体的な防御の対象を示すことによって防御の便に資するという機能を有するとされている。なお、公判前整理手続を経た場合は、既に争点が明らかとなっており証拠の採否も終わっているから、冒頭陳述の機能としては、裁判体に証拠調べに当たってのポイントを示す点が重要といえよう。

そして、検察官の冒頭陳述の後、裁判所は、被告人又は弁護人にも証拠により証明すべき

事実を明らかにすることを許すことができる(規則 198 条)。これは、検察官の冒頭陳述に対して、当事者主義の観点から、被告人側にも同様の冒頭陳述を許すことを明らかにしたものである。時期については、検察官の冒頭陳述の後という制約があるだけで、その直後でも、検察官の立証終了後の被告人側立証の初めでもよい。公判前整理手続を経た場合、被告人又は弁護人の冒頭陳述は必要であり、検察官による冒頭陳述に引き続いて行われる(法 316 条の 30)。

公判前整理手続を経ていない事件の場合、検察官の冒頭陳述が、それ以降の審理の具体的な手がかりになる。事前準備手続で行う争点整理は、口頭での議論をベースとした概括的なものであるから、検察官が、冒頭陳述において、事前準備で明らかになった争点を念頭に、立証構造を意識して、争点判断にとり重要な事実関係やそれを立証するための証拠、その対応関係等を具体的に示すと、事後の訴訟運営、殊に証拠の採否、証人尋問での訴訟指揮等に非常に有益であり、迅速な審理の実現に資する。また、公判前整理手続を経ていない事件では、弁護人の冒頭陳述は必要ではないが、早い段階で、検察官の主張を踏まえた弁護人の具体的な主張が明らかになれば、手続当初から具体的な対立点が明らかになり、より絞られた合理的な証拠調べを実現できる。早期の段階における弁護人の冒頭陳述も、迅速な審理の実現という観点から非常に有用である。以前は、弁護人の冒頭陳述は珍しく、応じていただける場合であっても、検察官立証終了後に、弁護側立証に当たり行うことがほとんどであった。最近、事前準備手続においても証拠の任意開示が広く行われていることを背景に、検察官の冒頭陳述直後等の早期の段階において、被告人による冒頭陳述が行われる事案が増えていると感じる。早期に冒頭陳述を行うことは、被告人にとっても、手続当初から最終的な結論を明確に意識した訴訟活動ができるというよい効果があるのではないだろうか。

本事例で考えると、前記のとおり、事前準備手続の段階で、争点が犯人性であること、直接証拠である目撃者の供述の信用性判断が

問題となることが明らかとなっていた。さらに、検察官の冒頭陳述において、例えば、『目撃者は被害者宅の家人であること、家の中で犯人に出くわした後、逃げる犯人を追いかけ続け、一旦見失った後に被告人を発見し、その身柄を取り押さえたこと、犯人を追いかけの間、目撃者は、犯人の特徴を 110 番通報の際に警察官に伝えたり、友人に LINE で送ったりしたこと、その後駆け付けた警察官に対し、被告人は特に抵抗しなかったこと』などの、立証構造を意識した、争点判断に必要な重要な事実関係が示されたとする。併せて、証拠調べ請求において、「実況見分調査：目撃者が犯人を追いかけた経路等」、「110 番受理報告書：110 番通報時のやり取り等」、「捜査報告書：現場に駆け付けた警察官に対する被告人の発言内容等」等、各証拠の立証趣旨が、具体的に、争点判断にとって重要な事実との対応関係が明らかになるように示されたとする。そうすると、裁判所は、証人が目撃した犯人とその後取り押さえられた被告人の同一性が具体的には問題となり、犯人の特徴に関する証人の供述内容や、それが 110 番通報時の発言等によってどの程度裏付けられているのか、目撃者が犯人を見失ってから被告人を発見するまでの時間的場所的間隔、被告人が現場にいた理由などの事情が争点判断にとって重要となりそうであることが分かり、各証拠の位置づけや証人尋問のポイントを把握することができる。それにより、例えば、現場に駆け付けた警察官に対する被告人の言動等の事実は、争点判断にとってそれ程重要ではないだろうとの見込みが立ち、仮に検察官が、不同意とされた前記捜査報告書の代替証拠として当該警察官の証人尋問を請求したとしても、直ちには採用しないこととなる。

加えて、被告人から引き続き冒頭陳述がなされたとする。その中で、例えば、『被告人は、本件当日近隣にある実家に帰省しており、コンビニに向かって歩いていたところを、突然目撃者に声をかけられたこと』が主張されたとする。同事実は、その内容から反証できる見込みが高いと思われ、その場合、被告人が現場にいたことは不自然でないこと

になるから、裁判所としては、「被告人が現場にいたこと」という事実は補助事実あるいは犯人性を基礎付ける間接事実としては重要ではないことになりそうだとの見込みが立ち、争点判断のポイントが証人の犯人目撃状況やその内容であることがより明らかになる。

このように、検察官による争点を意識した冒頭陳述や弁護人による早期の冒頭陳述は、迅速な審理の実現にとって大変有用である。したがって、裁判所としては、当事者に対し、適切な冒頭陳述がなされるよう求めるとともに、冒頭陳述の内容が不十分な場合は適宜釈明を求めるなどして補完していくべきであろう。

### 3 証拠の採否

証拠の採否については、事前準備のところでも触れたとおり、証拠調べの必要性の乏しい証拠をいかに排除していくかが大切となる。その際の視点は、立証対象事実の絞り込みと証拠の厳選である。採否を判断する際の手がかりとしては、当事者の冒頭陳述や請求証拠の立証趣旨、弁護人の証拠意見が有用である。

検察官が立証構造を意識して争点判断にとって重要な事実関係とそれを立証するための証拠との対応関係を具体的に示す冒頭陳述を行い、弁護人が検察官の冒頭陳述を前提に争う点を明らかにすれば、請求証拠の立証趣旨や弁護人の証拠意見と相まって、必要性に乏しい証拠を選別することはそれ程困難ではないであろう。証拠によって立証しようとする事実が、公訴事実に記載された犯罪事実の認定や被告人の刑を決める上で重要な事実といえない場合、そのような証拠の採用には慎重でなければならない。また、犯罪事実等ではあるが、特に争われていない事実であれば、重厚な立証は不要であり、その観点から必要性に乏しい証拠である場合もある。また、立証趣旨が重なっている場合、不要な重複立証ではないかを確認する必要があるだろう。あるいは、当該証拠により証明しようとする事実が、争点との関係で推認力が乏しい

のではないかとの疑問がある場合、その証拠について証拠調べの必要性があるのかという疑問が湧くこともある。疑問を抱いた場合は当事者に釈明を求め、疑問が解消されれば採用するが、必要性があるとはいえない場合は証拠調べ請求を却下するであろう。必要性がないではないが乏しいと考えられる場合は、採否の判断を留保して、審理状況を踏まえて最終的な判断をするということもあるだろう。

迅速な審理という観点からは、証拠調べの必要性がない、あるいは乏しい証拠を採用してしまうと、証人であれば相当な時間を無駄に費やすことになってしまったり、書証であっても、その証拠調べ自体は短時間で済むとしても、争点が拡散するなどして審理遅延を招くおそれがある。不必要あるいは必要性の乏しい証拠を的確に見抜くことは、迅速な審理を実現する上で、非常に大切であると考えられる。

### 4 証拠調べ

#### (1) 書証や証拠物について

証拠調べの順序については、まず検察官請求にかかる同意書証や異議のない証拠物を取り調べた後、不同意書証に代えて請求された証人尋問を行い、その後、弁護人請求にかかる同意書証等を取り調べ、弁護人請求証人の尋問、被告人質問を行うという流れが、一般的である。本事例のように公訴事実が1つであればこのような進行で特に問題はないが、公訴事実が複数ある場合は事件ごとに証拠調べを行うという方法も有効である。例えば、関連性のない複数の公訴事実がある場合には、公訴事実ごとに証拠調べを行った方が、混乱が少なく、理解もしやすい。具体的には、公訴事実ごとに甲号証・乙号証・弁号証を取り調べ、被告人質問を行うといったことが考えられよう。一通の書証であっても、複数の事柄について区別されて作成されている場合には、公訴事実ごとに証拠調べをする際、その書証等の該当部分ごとに取り調べるのが分かりやすいであろう。また、証拠の内容次第では、公訴事実が1つの場合でも、書

証等の次に人証という順序にこだわるべきではなく、理解のしやすさという観点から証拠調べの順序を決めるのがよいと考える。例えば、証人尋問を先行させ、その中で、随時必要な書証等を取り調べていくという方法が理解しやすいこともあるであろう。あるいは、証人尋問に先立って一部の書証等を取調べ、それを前提に証人尋問を行い、更に尋問の結果を踏まえて残りの書証等を取り調べるという方がよい場合もあるであろう。

そして、書証の取調べ方法としては朗読と要旨の告知があるが、いずれかによるという二者択一ではなく、犯罪事実や重要な情状事実、争点に関する事実等について法廷で心証が取れるように、書証の内容に応じて適切に顕出してもらうことが重要である。書証によっては全文朗読が適当なものもあるだろうし、例えば、実況見分調書における作成警察官の名前や肩書等の部分は、特に問題となっていないのであれば口頭で法廷に顕出する必要はないであろう。書証のうち図面や写真部分については、書画カメラを利用するなどしてモニター画面に映し出し、全員が同時に内容を確認しながら進行するのが相当な場合もあるであろう。また、防犯カメラやDVDについては、事件と無関係な部分が多く含まれていることが通常であるから、当事者双方がピックアップした当該事案に関する部分のみを、法廷で上映することになる。

書証等についての取調べの工夫は、当該証拠から適切に、かつ混乱なく心証形成することを可能にし、ひいては迅速な審理の実現に資するし、関連する証人尋問等を円滑に進行させる上でも有益である。単独事件における書証の取調べは、判断者が裁判官であるためどうしてもおざなりになりがちであるが、書証の取調べの有り様は迅速な審理にとって大切であることを肝に銘じ、適切な訴訟活動を当事者に求めていかなければならないと考えている。

## (2) 証人について

### a 尋問方法

公判審理の進行に大きな影響を及ぼす手続は、質・量ともに証人尋問手続であり、証人尋問手続が適切に行われることは迅速な審理の実現にとって大変重要である。基本的には、尋問が個別具体的に一問一答で行われれば、証人は尋問を的確に理解し、適切に証言できるため、手続が円滑に進むし、裁判所の心証形成も容易である。専門家証人の場合は、最初に包括的に説明してもらう方が、理解しやすく、その後の進行がスムーズになることもある。客観証拠により明らかな事実は尋問不要であるし、争点の前提として尋問する必要のある争いのない点は誘導尋問を活用し、争点や重要な点に焦点を当てたメリハリのある尋問が行われるべきである。以前は、不同意とされた供述調書の内容をそのまま再現しようとする尋問がみられた。しかし、捜査段階で作成された供述調書は、争点を意識して作成されたものではなく、あらゆる弁解に対応できるように網羅的で詳細なものとなっている。尋問は、犯罪事実の存否の判断や量刑判断にとって必要な事項について過不足なく行われなければならないし、何より、法廷は、捜査段階で話したことを再現する場ではない<sup>14)</sup>。

### b 刑訴法 321 条 1 項 2 号後段書面の請求<sup>15)</sup>

証人尋問において、審理が滞る可能性のある場面の一つは、検察官請求証人が、その検察官面前調書の内容と異なる供述を始めた場合である。

検察官は、事前に行う証人テストで、証人が、捜査段階供述と異なる供述をしようとしていることを把握した上で証人尋問に臨むことが多い。従前は、捜査段階と異なる供述をする場面になると、検察官は、直ちに法 321 条 1 項 2 号後段による検察官面前調書請求の準備のための尋問に移行し、まず、証人に対

14) 本稿のテーマからずれてしまうので、筆者の問題意識をごく簡単に指摘しておくが、証人尋問において、複数の証人が判で押したように全く同じフレーズを供述するという場面に出くわすことがある。単純ではない問題を含むとは思いますが、事前の「証人テスト」の在り方については様々な課題があると考えている。

15) ここでの検討は、伊藤雅人「刑訴法 321 条 1 項 2 号書面の請求と訴訟活動」松尾浩也＝岩瀬徹編『実例刑事訴訟法Ⅲ』41 頁（青林書院、2012）を参考にした。



して、捜査段階と異なる内容の供述をする部分についての質問をして相反部分を顕出した上で、特信状況に関して、被告人や傍聴人に対する恐怖心や遠慮等を証人に語らせ、捜査段階では正直に話をしたことを確認する。そして、法 321 条 1 項 2 号後段書面は、多くが有罪認定の核となる重要な書証であるため、検察官は、十分な時間をとって、相反部分や特信状況に関する事情を漏れなく詳細に記載した証拠調べ請求書を準備し、証拠調べ請求する。一方、弁護士は、同請求に対して必要な反論ができるよう十分な検討時間を要求し、詳細な反論書を提出し、裁判所は、当事者双方の意見書を十分に検討した上で、採否を判断した。法 321 条 1 項 2 号後段による請求は、検察官面前調書に録取された内容と異なる公判供述がなされるとほぼ自動的に行われ、同調書の採否を巡って相当な時間が費やされていた。

しかし、現在は、公判中心主義、直接主義という観点が強く意識され、できる限り公判廷で心証を形成すべきであるという考え方が浸透している。その変化は、法 321 条 1 項 2 号後段に関する証人尋問の在り方にも大きな影響を及ぼしている。検察官面前調書に録取された供述と相反する公判供述がなされた場合、検察官は、いきなり法 321 条 1 項 2 号後段の要件に関する尋問に入るのではなく、誘導尋問や弾劾尋問を適切に活用するなどして尋問を尽くし、証人に法廷で真実を語らせようと努めるようになった。証人が検察官面前調書における供述の方が真実であることを肯定した場合、証人尋問に取り込まれた検察官面前調書の内容から事実を認定することができるから、更に検察官面前調書を採用する必要はない。そのため、法 321 条 1 項 2 号後段による請求自体が激減した。そして、同請求がされる場合も、尋問の過程で公判供述と検察官面前調書の内容のそれぞれの信用性が十分に吟味されるから、尋問終了後直ちに請求し、採否の判断をすることが可能となった。以前は日常的にみられた、法 321 条 1 項 2 号後段請求を巡って審理が大きく遅延するという事態は、現在では滅多にみられなくなったといってよいと思われる。

### c 自己矛盾供述による弾劾

証人尋問において審理が滞る可能性のある場面として他に挙げられるのが、自己矛盾供述による弾劾が問題となる場面である。

以前は、例えば証人が捜査段階における供述調書と異なる供述をしたことを受けて、尋問終了後、尋問調書との相反部分の対比をまとめた請求書により当該供述調書が法 328 条により請求され、変更理由について確認するために再度証人尋問請求がされたり、回復証拠として別の供述調書が請求されたりし、審理が滞るといことが度々みられた。

現在は、公判中心主義が意識され、証人尋問の際に、自己矛盾供述を行ったのか否か、行ったのであればなぜそのような供述を行ったのかについて、十分な尋問が行われるようになってきている。その結果、自己矛盾供述の存在及びその内容が公判供述自体で明らかになることも多く、その場合、供述調書を取り調べる必要性はなくなる。一方、尋問を尽くしたにもかかわらず自己矛盾供述の存在を立証することができなかった場合には、捜査段階における供述調書を採用する必要が生じ得るが、それによって弾劾しようとしている内容が争点判断に必要な場合に限り採用すべきである。例えば、証人の供述の信用性の判断に何ら影響を及ぼさない些末な点についての供述の矛盾を立証しようという場合、必要性に欠けることとなろう。そのため、法 328 条による請求自体が減っているし、請求されるとしても、公判期日において不一致部分が十分に明らかになっているから、改めて詳細な書面を作成する必要はなく、証人尋問に引き続いて請求されるようになってきている。自己矛盾供述による弾劾が問題となる場面についても、審理が滞る事態は減っているといえよう。

## 5 判決

連日的開廷の下、公判廷において、審理の冒頭から争点が意識され、厳選された証拠が取り調べられれば、公判廷で直接見聞きしたことに基づいて心証を形成することができるはずである。そして、判決書については、裁

判員裁判に関する各種研究において検討されているところが単独事件においても当てはまる。つまり、判決の内容は、犯罪事実や量刑の判断にとって重要な争点にポイントを絞った平易かつ簡潔なものであるべきで、犯罪事実の認定については、検察官の主張する事実が合理的疑いを差し挟む余地がない程度にまで立証されているか否かについての理由及び結論を端的に示すことになるし、量刑の判断については、主文の刑を導くに当たり重要な考慮要素とした事情を示しつつ、主文の刑を導いた具体的な理由を説明することになる<sup>16)</sup>。

そうすれば、手持ち事件の繁忙度等にもよるものの、弁論終結後判決宣告期日まで、それ程長い時間は必要ないであろう。

## V. その他

### 1 訴訟遅延目的での弁護人の解任

訴訟遅延目的と思われる、被告人による私選弁護人の突然の解任にどのように対処すべきかについて悩む場面は、実務上決して稀ではない。方策としては、被告人に対して、新たな私選弁護人を選任する意向があるか否かの確認と、選任するのであれば一定期間内に選任することを求めるとともに、同期間内に私選弁護人の選任がなければ国選弁護人を職権で選任する旨を通知することになろう。この場合、新たな私選弁護人を選任する意向は示されるものの、期間内に新たな弁護人を選任したという連絡を受けることはほとんどない。多くは、期限ぎりぎりの時期に、私選弁護人を選定中であるので、期限を延長してほしい旨の連絡が来る。その場合の対応としては、一度は期限の延長を許すものの、最終期限である旨を通知し、それまでに選任がなければ国選弁護人を選任して手続を進めている。なお、新たな私選弁護人が選任されたとしても、事案によっては、再度の私選弁護人の解任に備え、国選弁護人を引き続き併任させるということもあり得よう。

## 2 主観的併合事件の審理

遅延を招きがちな審理の一つに、関連事件について主観的併合がなされ、共同被告人状態で審理が行われる事件がある。この場合に遅延を招く原因としては、関係者が多ければそれだけ、全員の都合のつく日程の確保が困難となり、そもそも期日がなかなか入りにくい上、期日変更のリスクも高いこと、審理の進行のペースが、被告人が一人の場合よりも当然ながら遅くなるのが挙げられる。他方で、証拠調べの重複を回避することができるため、主観的併合事件全体をみると訴訟経済に資する場合があるというメリットもある。

主観的併合事件をどのように審理していくべきかについては、迅速な審理という観点以外にも、様々な観点からの検討が必要である。主観的併合事件のメリットについては、一般的には、上記の点のほか、証人等の負担が軽減されること、証拠が共通することから事実の合一確定が期待できること、手続を分離して審理した場合、裁判官が別事件の審理を行うことで予断の問題を生じるが、併合審理ではそれを避けられることなどが挙げられている。デメリットとしては、上記のとおり、一般的に審理遅延を招くこと、共同被告人間で防御が互いに利害相反する場合被告人の権利保護に欠けることがあることなどが挙げられている。裁判所は、主観的併合のまま審理するか手続を分離するかについては、これらのメリット・デメリットを考慮して判断していくことになる。

例えば、共同被告人がいずれも公訴事実を争わず、弁論分離も希望しない場合、罪体に関する審理は併合のまま進め、情状に関する審理については、時間等の関係で別の期日になるような場合は、日程調整が容易という観点からも一旦分離して審理し、判決は同じ期日で行うという進行が一般的には多いであろう。一方、共同被告人間で、公訴事実の認否が異なる場合、書証に対する証拠意見も異なることが多く、様々な進行が考えられる。事

16) 司法研修所刑事裁判教官室編『プラクティス刑事裁判(平成30年度版)』78頁(法曹会, 2019)。

案の内容や証拠意見の状況、当事者の意見等を踏まえ、併合審理のメリット・デメリットを慎重に検討した上で事案ごとに適切に判断していくことになる。なお、特に迅速な進行が要求される、公職選挙法上のいわゆる百日裁判事件（公職選挙法 253 条の 2）であったり、共犯者の一部について相当に遅れて起訴がされたりしたようなときは、基本的には弁論を併合することなく進めていくことになる。

### VI. おわりに

迅速な裁判の実現は、刑事事件に携わる者が常に念頭に置かなければならないテーマであり、たゆまぬ努力や工夫を重ねていく必要があると考える。大変拙いものではあるが、私にとって、本稿における検討は、自分自身の執務を省みるよい機会となったし、刑事裁判手続の前進のためにも裁判員裁判実施以前の実務を伝えていく必要があると日頃考えていたことを実現する機会ともなった。このような機会を与えていただき、様々なサポートをして下さったことに対して、編集委員の方には心から感謝したい。そして、本稿により、学生の皆さんが、様々な課題を乗り越えるべく創意工夫を凝らす実務の魅力を感じ、実務への興味関心を一層高めてくれたとしたら、望外の幸せである。

(しながわ・しのぶ)